

なお、請求人は、本件土地売却の不当性の理由として、本件土地を取得する必要がなかったのではないかと主張するが、村が建設予定とする文化交流施設（公民館施設）について、その建設場所も含め、建設するか否かの決定は村の行政内部の意思決定にかかる行為であり、県の財務会計行為とは直接関連しない。

(2) 減額譲渡したことによる県の損害について

財産条例第5条第1号により、普通財産は他の地方公共団体に譲渡する場合は、時価よりも低い価格で譲渡できることが規定されているところ、県は、村の減額譲渡申請及びその添付資料並びに聞き取り調査により、内規に照らして適正に減額率を適用していることから、本件土地を減額譲渡したことで県に損害が発生しているとは言えない。

次に、請求人は、村は本件土地の用途について、具体的な計画はなかったと主張していることから、本件土地が、村の減額譲渡申出書に記載された利用計画どおりの用途に供されなかった場合、県に損害が発生するおそれがあるか、について検討する。

契約書では本件土地の利用について、村に指定用途、指定期日等を義務付けており、村がこの義務を履行できなかった場合、県は、村の申請による指定用途の変更等又は契約の解除及び違約金の徴収等の対応を取ることができ、これによって県に損害が発生するおそれはない。

3 結論

前記2において検討した結果を総合すると、本件監査対象事項である請求人の請求にはいずれも理由がないから、これを棄却する。請求人のその余の請求は、法第242条が定める住民監査請求の対象でないから、却下する。

監査委員事務局

正 誤

平成31年3月28日付け長野県告示第134号「保安林予定森林にする旨の通知」中

ページ	行（箇所）	誤	正
74	左側下から9	小川	大字小川

森林づくり推進課